（電磁的方法による承諾）

第九十六条の十一　民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十七年政令第八号）第二条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　前条第一項各号に掲げる方法のうち民間事業者等が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

第九章　［略］

（保険契約の申込みの撤回等に係る情報通信の技術を利用する方法）

第九十九条　改正法附則第四条の二において読み替えて準用する法第三百九条第二項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

［2～4　略］

別紙様式第３号（第103条関係）

表　面

第　　号

身　分　証　明　書

下記の者は、保険業法等の一部を改正する法律附則第４条第１項において読み替えて準用する保険業法第272条の23（保険業法等の一部を改正する法律附則第４条第17項において読み替えて準用する保険業法第179条第２項において準用する場合を含む。）の規定による検査をする職員であることを証明する。

所　属
官　職
氏　名

写　真

年　月　日生
年　月　日交付

所属長

裏　面

［表略］

（備考）　［略］

第八章　［同上］

（保険契約の申込みの撤回等に係る情報通信の技術を利用する方法）

第九十九条　［同上］

一　［同上］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

［2～4　同上］

別紙様式第３号（第103条関係）

表　面

第　　号

身　分　証　明　書

下記の者は、保険業法等の一部を改正する法律附則第４条第１項において読み替えて準用する保険業法第272条の23（保険業法等の一部を改正する法律附則第４条第17項において読み替えて準用する保険業法第179条第２項において準用する場合を含む。）の規定による検査をする職員であることを証明する。

所　属
官　職
氏　名

写　真

年　月　日生
年　月　日交付

所属長印

裏　面

［同左］

（備考）　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。